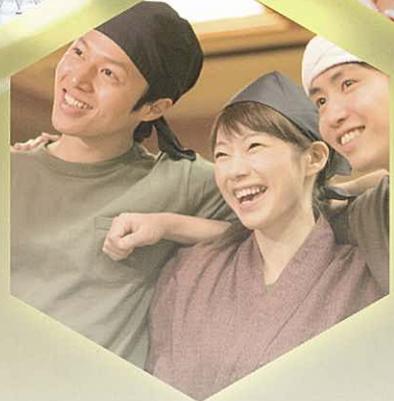


中小企業組合ガイドブック

組合で 未来を切り拓こう!!



～中央会は組合づくりのパートナー～



熊本県中小企業団体中央会

Kumamoto prefectural federation of small business association

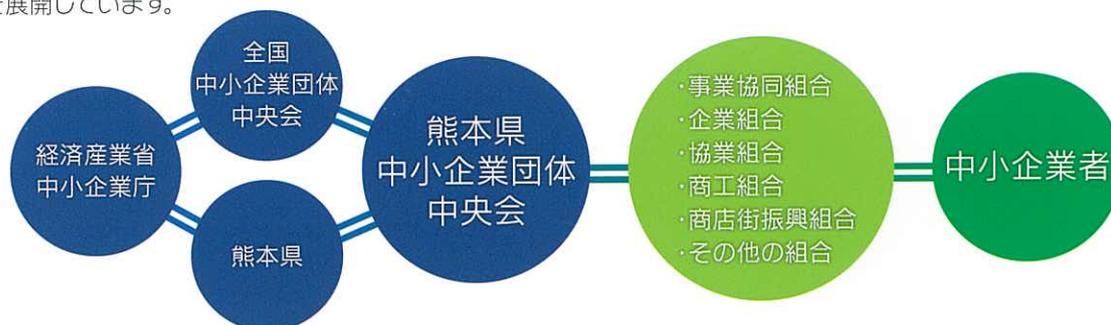


熊本県中央会が中小企業組合の 設立と事業運営をサポートします

◆熊本県中小企業団体中央会とは？

熊本県中小企業団体中央会は、昭和30年12月に「中小企業等協同組合法」に基づいて設立された特別認可法人であり、上部団体である全国中小企業団体中央会により構成され、主として中小企業の組織化とその強固な連携による共同事業を推進することにより、中小企業の振興発展を図ることを主な目的として活動しています。

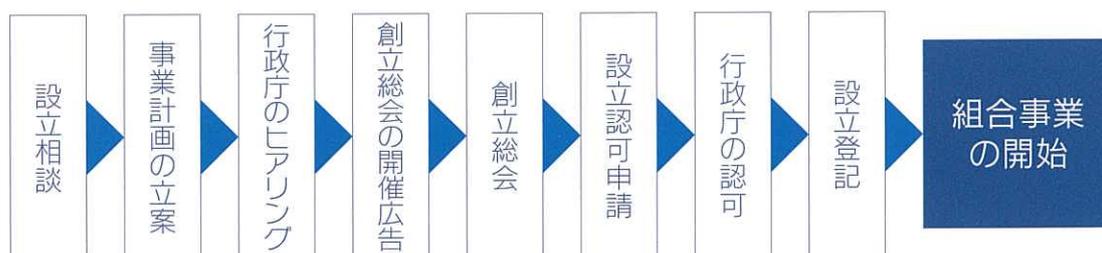
特に、事業協同組合等の設立や運営支援、異業種の連携形成、任意グループなどの中小企業組織の形成支援をはじめ、金融・税制や労働問題など中小企業が抱えるさまざまな経営課題解決へ向けたサポートを行なうなど、連携組織の専門支援機関として、国や県などと連携しながら県内中小企業の振興発展のために幅広い事業活動を展開しています。



◆組合の設立支援

事業協同組合をはじめとする中小企業組合が事業活動を行うには、県や国などの行政庁から認可を受ける必要があります。

組合設立の手続きは下記の手順となり、組合の根本規則となる定款の作成や具体的な事業計画・収支予算の立案、その他認可申請書類の作成など行政庁との橋渡し役となり組合事業がスタートするまでの諸手続きをきめ細やかに支援しています。



中央会がしっかりサポート!!

◆組合運営などの支援

組合事業を円滑に進めていくうえで、組合法に基づいた組合の管理・運営、組合特有の会計処理や関係税制など専門的な知識とスキルが大変重要となります。

中央会では、専門指導員が定期的に組合事務局を訪問し、組合運営に関する相談や組合の皆様が抱える様々な課題について、face to face で相談に応じています。

また、法律や労働問題など専門性の高い相談については、弁護士や税理士、社会保険労務士など多様な専門家を活用し、問題解決に向けた個別指導や組合運営に役立つ研修会を開催しています。



◆事業協同組合・企業組合とは？

企業経営の効率化を図る事業協同組合

事業協同組合は、中小企業者がお互いに協力し合い「相互扶助の精神」に基づいて共同で事業を行い、組合員の経営の合理化や効率化、取引条件の改善など経済的地位の向上を図ることを目的とした組合であり、中小企業組合制度の中で最も普及している代表的な組合です。

組合のメンバー同士で、不足する経営資源を相互に補完し合い、組合員が使用する資材を共同購買したり、組合員の受注機会を確保するため仕事を共同受注する組合が主流となっています。

最近では、異業種の事業者が連携し、各々が蓄えたノウハウ等の経営資源を持ち寄り、新技術や新製品を開発する組合も増えています。

起業を考えている方にお勧め!!創業ツールの企業組合

企業組合は、個人事業者や勤労者などがそれぞれの資本と労働力を持ち寄り組合員となり、ひとつの企業体となって事業活動を行う組合です。

この企業組合は、事業者に限らず企業OBや主婦、学生なども組合員として加入することができ、組合事業が限定されないため、安定した働く場の確保や小規模事業者が経営規模の適正化を図る場合に適した組合制度です。

近年は、子育て支援や介護・福祉、街づくり、高齢者の社会参加等の分野で活躍していることから「ソーシャルビジネス」としての機能が注目されています。

企業組合 の 特徴

- ① 4人以上の仲間で設立が可能です
- ② 株式会社と同様に法人格が得られます
- ③ 自由な事業活動が行えます
- ④ 組合運営に対する発言権は平等です
- ⑤ 原則として、組合員の2分の1以上が組合の事業に従事します
- ⑥ 組合の事業に従事する者の3分の1以上は組合員です



◆組合で得られるメリット

メリット
1

経営の合理化を
推進できます

原材料や資材の共同仕入れは、取引量が増大することによって取引条件が有利となるため、コスト削減が可能となります。また、高価な機械や設備も共同で購入することにより、生産性の向上や省力化を実現できます。

メリット
2

販売力を
強化できます

一企業では難しい大規模な広告展開を行うことができ、売上増加や知名度アップを図ることができます。販売促進につながる広告宣伝は共同で行うと効果的です。

メリット
3

資金調達の円滑化を
可能にします

中小企業でも、多数が集結することにより、社会的な信用力が高まります。組合という信用が後ろ盾となり、スムーズな資金調達を可能にします。

メリット
4

技術開発力を
強化できます

共同で研究・開発を行うことにより、バリエーション豊富なアイデアが生まれ、新商品や新製品、新事業、新サービスの開発が可能となります。

メリット
5

人材育成・情報交換を
推進できます

人材育成のための勉強会や研修会など、共同で行えば経費負担を軽減できます。また、情報交換の場として活用したり、組織を通して業界団体などとの交流を図れます。

◆組合にはこのような特徴があります

特徴
1

設立直後から高い
信頼性を得られます

株式会社や一般社団法人が手続きと登記だけで設立できることに比べ、組合は都道府県など行政庁の認可が必要な「認可法人」となり、設立に時間と手間がかかりますが、高い信頼性を得られます。

特徴
2

透明で公平な
組織です

株式会社は、社長でなくても過半数を超える「株」をもっていれば権限は絶対であり、出資額が多い人が議決権を占有できます。

一方、組合は出資額に関係なく、議決権が1人1票です。総会が最も大きな議決機関ですが、組合員の出資額に差があったとしても全員平等の1人1票の議決権を持つこととなります。

特徴
3

さまざまな
補助事業・助成事業が
活用できます

国や都道府県は、組合に対して各種助成策を講じています。行政庁としては、中小零細企業支援策を行う際、業界団体に対し施策を行うことにより、多くの事業者へ行きわたるよう、様々な助成制度や補助事業があります。

特徴
4

税制上の優遇措置があります

法人税	利用分量配当 (組合の事業を利用した割合に応じて組合員に行う配当)	印紙税
株式会社等に比べ優遇されています。	損金に算入できます。	登記・不動産取得・公的手続きなどでは印紙税はかかりません。



◆組合の主な事業と特徴

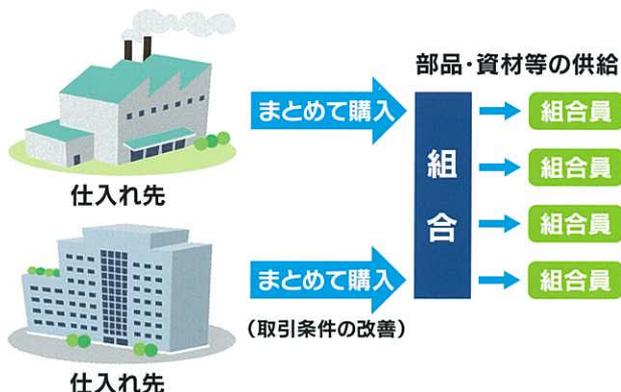
共同生産・加工事業

個々の組合員では所有できない高額・大型の機械設備等を組合が導入し、組合員が必要とするものを生産・加工し、組合員に供給する事業です。これにより原価の引き下げや規格の統一、品質の向上、設備や仕事の効率化などが可能となります。



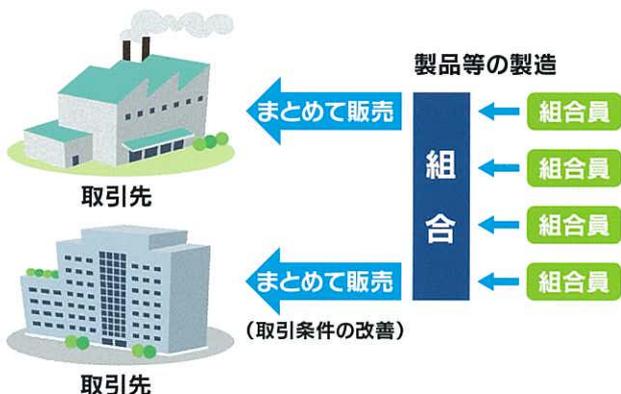
共同購買事業

組合員が必要とする資材等を組合がまとめて購入し、組合員に供給する事業です。製造業をはじめ、卸・小売業や運送業、サービス業の組合に至るまで比較的幅広く実施されています。これにより仕入先等との交渉力が強化され、仕入れ価格の引下げ、代金決済などの取引条件の改善、購入品の規格・品質の均一化などが図れます。



共同販売事業

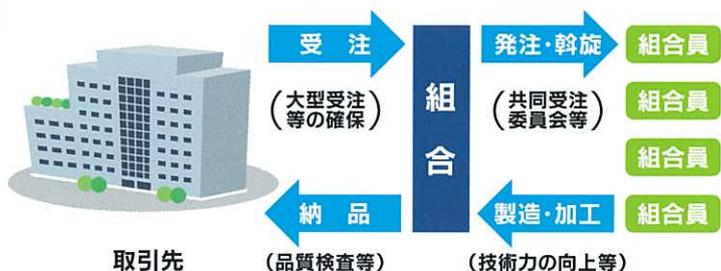
組合員が製造した製品を組合がまとめて販売を行う事業です。これにより、販売価格や取引条件が有利になるほか、大口需要先への対応や新販路の拡大等が図れます。



共同受注事業

組合が窓口となり注文を受け、組合員が分担して製造・施工等を行い、組合が納品する事業です。

ケースによっては、組合員に斡旋する形態もあります。これにより、大口の注文や大型の工事等を受注することが可能となるほか、取引条件の改善などが図れます。



環境変化に対応する新たな事業

地域の中小企業が生き残っていくためには、新技術や新製品の開発、海外市場等への積極対応や地球環境問題への対応が必要となっております。近年はインターネットを活用した共同販売等の情報戦略や地域ブランドの発信、ものづくり技術など喫緊の課題を組合事業として展開していくことが有効となっております。



上記以外にも組合員の生活面の向上を図る「福利厚生事業」等があります。



組合事例

~Case Introduction~

赤帽熊本県軽自動車運送協同組合

就職氷河期のこんな時代だからこそ、一念発起して創業を目指す人を赤帽組合は応援します。組合では加入希望者に対して、貨物軽自動車運送業の起業に必要な資格取得に関する情報の提供や経営力強化の為に支援、安全運転に関する指導などを実施し、全国展開する赤帽組合員としての技能と知識を習得してもらっています。組合事業としては、①組合員の為にする運送業務の共同受注や共同宣伝、②組合員が使用する車両、部品、消耗品などの共同購入、③GPS配車システムの導入による迅速な配達と積載効率の向上など、組合員の事業拡大のために積極的に活動しています。



熊本市下通新天街商店街振興組合

下通商店街のアーケード改修整備を目的に、4つの振興組合が設立され、玄関口に位置する「新天街」は、ファッションの専門店が建ち並び、夜は、多彩な光で演出されたアーケードが目をはきま。

地域と密着した共同イベントの開催や、駐車場、バスや電車、タクシーにも利用できる“交通券発行事業”をはじめ、携帯電話などで利用できる“下得クーポン事業”を実施しています。また、“子育て支援事業”では子ども一時預かりサービスチケットを配布し、人と環境に優しい街づくりに取り組んでいます。



企業組合 エコネットみなまた

私たちの目標は、水俣の廃食油をリサイクルし、水俣のせっけんを作り、もう一つの污染源の合成洗剤の使用をやめて、せっけんによる環境の町づくりを進めることです。台所から流せば川や海の污染源となる廃食油を原料にせっけんを作り水俣のせっけんを共同の力で生み出すことから水俣が蘇っていく一歩になればと願っています。また、水俣産の農水産物はもちろん、石垣産の減農薬パイナップルなど、バラエティに富んだ商品をご案内しています。春先にはみかんセット、夏にはパイナップルやブルーベリーの入った夏セットなど季節に応じた商品はもちろん、自社製品の甘夏みかんジュースやジャムなどの加工品も販売しています。



企業組合 中央青空企画

荒尾乃葡萄酒は、2006年、商店街やまちを元気にするための取り組みの一環として開発したワインです。しかし、ワイン造りをとおして大勢の人と出会い、様々な経験をする中で、この取り組みがとても素晴らしく、意義深いことだと気づきました。結婚式の思い出づくりに一役かったり、記念日のプレゼントや、贈り物に選んでいただくなど、若い世代から年配の方まで幅広い方々にご利用いただいています。この日本一小さなワイナリーで、ワインを「もっと気軽に、もっと楽しく」をコンセプトに、幸せな時間を造りだすワインをこれからも提供していきたいと思っています。



一勝地果実協同組合

一勝地梨は、霊峰市房を母とする清流球磨川の霧と球磨盆地特有である、朝夕の寒暖の温度差による、ほどよい甘みと歯ざわりを持ったフルーツです。球磨地域と言えば、球磨川下りや球磨焼酎など多くの名物がありますが、私たちはこれらの名前に負けないようなブランド梨を目標としています。最高品質の梨作りを目指し、おいしくて安全な梨をお届けできますよう、また、一勝地梨をお買い上げ頂いた方に心から「おいしい」と言っただけますよう組合員一丸となつてがんばっています。今後とも一勝地果実協同組合の「一勝地梨」をよろしく願います。



◆各種組合制度の比較

	事業協同組合	企業組合	協業組合	商店街振興組合	有限責任事業組合(LLP)	NPO法人	株式会社
目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	組合員の働く場の確保、経営の合理化	組合員の事業を統合、規模を適正化し、生産性向上、共同利益の増進	商店街地域の環境整備	利益追求企業の連携や専門的な能力を持った人材による共同事業の振興	NPO法所定の特定非営利活動推進による取引の増進(営利を目的としない)	利益追求
性格	人的結合体	人的結合体	人的・物的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体	物的結合体
事業	組合員の事業を支援する共同事業	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等の事業経営	組合員の事業の統合、関連事業、付帯事業	商店街の環境整備、共同経済事業	企業同士のジョイント・ベンチャーや専門的な能力を持つ人材による共同事業	NPO法第2条第1項別表に規定する20の活動(福祉の増進、まちづくりの推進、環境保全、経済活動の活性化等)であって、不特定かつ多数のものとの利益の増進に寄与することを目的	定款に掲げる事業
設立要件	4人以上の事業者が参加すること	4人以上の個人が参加すること	4人以上の事業者が参加すること	1都道府県以内の区域を地区として小売商業又はサービス業を営む事業者の30人以上が近接してその事業を営むこと	2人以上の個人又は法人が参加すること。組合契約書を作成し、これを登記すること	10人以上の社員がいること。理事3名以上、監事1名以上必要	資本金1円以上1人以上
組合員資格	地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)	個人及び法人など	中小企業者(組合員の推定相続人を含む)及び定款で定めたときは4分の1以内の中小企業者以外の者	地区内で小売商業又はサービス業を営む者及び定款で定めたときはこれ以外の者	特に制限なし(ただし、法人が組合員となる場合は、自然人の職務執行者を定めること)組合員には業務執行への参加義務あり	無制限	無制限
責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任	出資をしていないので責任なし	有限責任
発起人数	4人以上	4人以上(個人に限る)	4人以上	7人以上	—	—	—
加入	自由	自由	総会の承諾が必要	自由	組合員全員の一致で決定	外部からの社員参加は原則自由	株式の譲受・増資割当による
任意脱退	自由	自由	持分譲渡による	自由	やむを得ない理由がある場合のみ可能	自由	株式の譲渡による
組合員比率	ない	全従業員の3分の1以上が組合員	ない	ない	ない	ない	ない
従事比率	ない	全組合員の2分の1以上が組合事業に従事	ない	ない	ない	役員総数のうち、3親等内の親族が3分の1を超えて含まれてはいけない	ない
1組合員の出資限度	100分の25(合併・脱退の場合100分の35)	100分の25(合併・脱退の場合100分の35)	100分の50未満(中小企業者でないもの全員の出資総額は100分の50未満)	100分の25	ない	—	—
議決権	平等(1人1票)	平等(1人1票)	平等(ただし定款で定めたときは出資比率の議決権も可)	平等(1人1票)	組合員の一致で決定	平等(1人1票)	出資別(1株1票)
員外利用度	原則として組合員の利用分量の100分の20まで(特例あり)	—	—	組合員の利用分量の100分の20まで	—	—	—
配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	従事分量配当及び2割までの出資配当	定款に定めた場合を除き出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	—	できない	出資配当
根拠法	中小企業等協同組合法(制定:昭和24年)	—	中小企業団体の組織に関する法律(制定:昭和33年)	商店街振興組合法(制定:昭和37年)	有限責任事業組合契約に関する法律(制定:平成17年)	特定非営利活動促進法(制定:平成10年)	会社法(制定:平成17年)

ご相談は無料・お気軽にお問い合わせください。



熊本県中小企業団体中央会

Kumamoto prefectural federation of small business association

〒860-0801 熊本市中央区安政町3-13 (熊本県商工会館7階)

TEL:096-325-3255 FAX:096-325-6949

ホームページ <http://www.kumachu.or.jp/> 「平成28年度小規模事業者組織化指導事業(小規模事業者連携促進事業)」

